

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年三月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
足立東城線	庄原市東城町川西字比奈二二六六番一七地先から 庄原市東城町川西字陰地一〇〇九番一地先まで	平成二〇年二月一八日